

第26期

# 定時株主総会 招集ご通知



先端テクノロジーで  
日本の明日に新たな価値を提供する



開催日時

2026年2月24日（火曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時30分）



開催場所

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜  
ランドマークタワー バンケットルーム〇



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件
- 第7号議案 吸収分割契約承認の件

## 目次

---

招集ご通知  
株主総会参考書類  
事業報告  
計算書類  
監査報告書

ジャパニアス株式会社

証券コード：9558

証券コード 9558  
2026年2月2日  
(電子提供措置の開始日2026年1月28日)

## 株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー18F  
**ジャパニヤス株式会社**  
代表取締役会長兼社長 西川 三郎

### 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://jna.co.jp/investors/meeting>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年2月20日（金曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付いただくか、2026年2月20日（金曜日）午後6時までにインターネット等で事前に議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 2026年2月24日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー バンケットルーム〇
3. 会議の目的事項  
[報告事項]  
第26期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件
- 第7号議案 吸収分割契約承認の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## インターネット又は郵送による議決権行使について

株主総会にご出席いただけない場合、次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。議決権は行使期限の2026年2月20日（金曜日）午後6時までにご行使ください。

### 1. インターネットによる議決権行使

#### (1) 議決権行使サイトへのアクセス

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

#### スマートフォンの場合

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### (2) 議案に対する賛否のご入力

同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

### 2. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。ご返送の際は同封の記載面保護シールをお使いになれます。

### 3. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、又はパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、下記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社  0120-173-027 (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)  
証券代行部（ヘルプデスク）

以上

※1 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。  
※2 QRコードを読み取る機能が導入されていることが必要です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の期末配当金につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 50円 総額 198,179,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年2月25日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化及び取締役会の意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

その他、法令の表現に合わせて文言の整備、字句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>① 取締役会<br/>② 監査役<br/>③ 監査役会<br/>④ 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br/>① 取締役会<br/>② 監査等委員会<br/>③ 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数)<br/>第18条 当社の取締役(監査等委員である者は除く。)は、11名以内とする。<br/>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)<br/>第19条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員である者は除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である者は除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である者は除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |



| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)<br/>第26条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)<br/>第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)<br/>第28条 監査役は、株主総会において選任する。<br/>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)<br/>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の責任免除及び責任限定契約)<br/>第27条</p> <p>(現行通り)</p> <p>(常勤監査等委員)<br/>第28条 監査等委員会は、その決議により、常勤監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)<br/>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)<br/>第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(常勤の監査役)<br/>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役の選定を行う。</p>                                                                                                                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                     |
| <p>(監査役会の招集通知)<br/>第31条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。<br/>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>                                                                                                   | <p>(削除)</p>                                                                                     |
| <p>(監査役会の決議方法)<br/>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                                                                                                                           | <p>(削除)</p>                                                                                     |
| <p>(監査役の報酬等)<br/>第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                     |
| <p>(監査役の責任免除及び責任限定契約)<br/>第34条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。<br/>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(削除)</p>                                                                                     |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任の方法)<br/>第35条<br/>(条文省略)</p> <p>(会計監査人の任期)<br/>第36条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                                | <p>第5章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任の方法)<br/>第31条<br/>(現行通り)</p> <p>(会計監査人の任期)<br/>第32条<br/>(現行通り)</p> |



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行し、現任の取締役全員（6名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会最終の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                             | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | にしかわ さぶろう<br>西川 三郎<br>(重任)<br>(1948年4月8日生)  | 1973年4月 千代田生命保険相互会社<br>(現ジブラルタ生命保険株式会社) 入社<br>1991年10月 東京マシナリー株式会社<br>(現TMCシステム株式会社) 入社 取締役経営企画室長就任<br>1992年10月 同社代表取締役専務就任<br>1999年12月 当社設立、代表取締役社長就任<br>2018年12月 当社代表取締役会長就任<br>2021年10月 当社代表取締役会長兼社長就任 (現任) | 620,700株   |
| 2     | まつしま りょうた<br>松島 亮太<br>(重任)<br>(1977年6月13日生) | 2006年4月 当社入社<br>2011年12月 当社人事部長<br>2016年12月 当社取締役経営企画室長兼人事総務部長就任<br>2017年12月 当社取締役管理本部長就任<br>2018年12月 当社取締役(常務) 管理本部長就任<br>2020年12月 当社取締役(専務) 管理本部長就任<br>2023年4月 当社取締役(専務) 事業本部長就任 (現任)                        | 119,500株   |
| 3     | にしかわ あきひろ<br>西川 明宏<br>(重任)<br>(1980年4月26日生) | 2006年4月 当社入社<br>2016年12月 当社営業開発部長<br>2018年12月 当社取締役営業本部長就任<br>2020年12月 当社取締役事業本部長就任<br>2021年12月 当社取締役(常務) 事業本部長就任<br>2023年4月 当社取締役(常務) 管理本部長就任 (現任)                                                            | 104,000株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | むらかみ しんいち<br>村上 信一<br>(重 任)<br>(1981年1月11日生) | 2004年11月 株式会社アイエスエフネット入社<br>2007年1月 同社技術本部部長<br>2011年1月 同社技術本部副本部長<br>2013年1月 同社営業本部副本部長兼技術本部副本部長<br>2014年10月 当社入社<br>2018年12月 当社営業本部副本部長<br>2019年12月 当社東京支社長<br>2020年12月 当社エンベデッド事業部長<br>2021年8月 当社事業企画部長<br>2021年10月 当社取締役事業企画部長就任<br>2022年12月 当社取締役人材開発本部長就任 (現任)             | 1,500株     |
| 5     | おおさわ ひでとし<br>大澤 英俊<br>(重 任)<br>(1953年7月14日生) | 1977年4月 松下電器産業株式会社入社<br>2000年4月 同社AVC社企画部長<br>2007年4月 パナソニック株式会社理事<br>2009年4月 同社役員コーポレートコミュニケーション本部長就任<br>2012年4月 同社役員中国・北東アジア総代表兼松下中国董事長就任<br>2013年4月 同社常務役員同上就任<br>2017年4月 同社顧問<br>2019年7月 当社取締役就任 (現任)<br>2019年8月 特許機器株式会社取締役就任 (現任)<br>2020年6月 一般社団法人日中経済貿易センター代表理事<br>理事長就任 | —          |

- (注) 1. 取締役候補者西川三郎氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 大澤英俊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大澤英俊氏を引き続き社外取締役候補者とした理由は、同氏の会社経営に関する知見、専門性及び従前の当社社外取締役としての経験・実績により、これまでと同様、当社取締役会の意思決定に関する適切かつ確かな助言・提言をいただけるものと考えたためです。大澤英俊氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年7ヶ月です。
4. 当社は、大澤英俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 大澤英俊氏と当社との間では、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条の最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任されかつ就任した場合には、同氏と当社との間で、責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、あらたに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | さくのしゅうへい<br>作野周平<br>(新任)<br>(1954年2月17日生) | 1977年4月 株式会社横河電機製作所(現 横河電機株式会社)入社<br>1997年10月 同社経理部予算企画課担当部長<br>1997年12月 同社コンポーネント事業部長<br>1999年10月 同社関連会社統括室長<br>2003年4月 同社経営管理本部経理財務センター長<br>2005年4月 同社執行役員経営管理本部経理財務センター長<br>2008年6月 同社常務執行役員経営監査本部長<br>2014年4月 同社業務革新本部参与<br>2016年6月 横河ソリューションサービス株式会社監査役<br>2017年6月 株式会社キッツ監査役<br>2019年10月 当社監査役(現任)<br>2024年3月 株式会社キッツ取締役(現任) | —          |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | ながせ たつや<br>長 清 達 矢<br>(新任)<br>(1956年12月7日生)               | 1981年 4月 国際電信電話(株)(現 KDDI株式会社)入社<br>2000年 9月 KDDI Australia Pty Ltd, Managing Director<br>2010年 4月 KDDI株式会社リスクマネジメント本部内部統<br>制部長<br>2011年 7月 株式会社エボルバビジネスサポート(現 アルテ<br>ィウスリンク株式会社)監査役<br>2013年 7月 株式会社エボルバコールアドバンス(現 アルテ<br>ィウスリンク株式会社)監査役<br>2017年 4月 株式会社ARISE analytics監査役<br>2017年 6月 日本インターネットエクステンジ(現 JPIX)<br>株式会社監査役<br>2017年 8月 株式会社ソラコム監査役<br>2019年 7月 株式会社クリーマ監査役<br>2019年10月 当社監査役(現任)<br>2020年 5月 株式会社ジオコード監査役<br>2021年 6月 ダイナミックマップ基盤株式会社(現 ダイナミ<br>ックマッププラットフォーム株式会社)監査役<br>2022年 6月 株式会社ペルセウスプロテオミクス取締役監査<br>等委員 (現任)<br>2023年 6月 株式会社ビードットメディカル監査役 (現任) | -          |
| 3     | かがみ みちこ<br>各 務 道 子<br>(さいとう みちこ)<br>(新任)<br>(1976年9月27日生) | 2000年 4月 シティバンク、エヌ・エイ入行<br>2009年12月 弁護士登録<br>2009年12月 日本大通り法律事務所入所 (現任)<br>2022年 2月 当社取締役就任 (現任)<br>2025年 9月 株式会社ギックス監査役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 作野周平氏、長清達矢氏、各務道子(齊藤道子)氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 作野周平氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、製造業における経営管理担当及び監査役としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を有しており、2019年からは当社社外監査役として、取締役の職務執行に対する監督、助言を適宜行っていることから、引き続き、経営から独立した立場である社外取締役として、当社取締役会の監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏の社

外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年4ヶ月です。

4. 長清達矢氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、2019年からは当社社外監査役として意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っていることから、引き続き、経営から独立した立場である社外取締役として、当社取締役会の監督機能の強化に適切な役割を果たしていただけるものと期待したためであります。また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年4ヶ月です。
5. 各務道子（齊藤道子）氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての法律顧問や訴訟代理人としての活動の他、紛争予防のための契約書作成等を行うなど企業法務の経験があり、2022年からは当社社外取締役として適切に職務を遂行していることから、引き続き経営陣より独立した客観的立場から取締役会における意思決定の透明性・公平性の一層の確保と監督機能の一層の強化に貢献し、今後の企業価値向上に寄与できるものと考えたためであります。また、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。
6. 当社は、作野周平氏、長清達矢氏及び各務道子（齊藤道子）氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 作野周平氏及び長清達矢氏と当社との間では、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条の最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりましたが、各氏が選任されかつ就任した場合には、各氏と当社との間で、当該契約と同様の契約を締結する予定であります。
8. 各務道子（齊藤道子）氏と当社との間では、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任を同法第425条の最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏が選任されかつ就任した場合には、同氏と当社との間で、責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。各候補者が選任されかつ就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2021年11月15日開催の株主総会において、年額300百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を年額300百万円以内といたしたいと存じます。

なお、当社における第26期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、事業報告に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の動向等を勘案した上で、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当該報酬額には、従来通り使用人兼取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額の決定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内といたしたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の動向等を勘案した上で、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会における審議を経て取締役会にて決定しており、相当であるものと判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されること及び同議案の決議による定款の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、2026年1月15日付の「会社分割による事業の承継に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年1月13日開催の取締役会において、株式会社コプロテクノロジー（以下「コプロテクノロジー社」といいます。）のシステム・エンジニアリング・サービス事業（以下「本事業」といいます。）を吸収分割の方法により承継することを決定し、同年1月15日付で、吸収分割契約を締結いたしました（以下「本吸収分割契約」といいます。）。

本吸収分割により、求人サイトの自社運営を通じて、フリーランスを含むエンジニア数の更なる増加が見込まれることから、当社の競争力強化及び収益基盤の安定化に寄与できるものと判断しております。

本議案は、会社法第795条第1項に基づき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本吸収分割の効力発生日は、2026年3月27日を予定しております。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

#### 吸収分割契約書（写）

株式会社コプロテクノロジー（本店：名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号、以下「甲」という。）とジャパニクス株式会社（本店：横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号横浜ランドマークタワー18F、以下「乙」という。）は、甲の営むシステムエンジニアリングサービス事業（以下「本件対象事業」という。）に関して有する権利義務を分割し、乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （吸収分割）

第1条 甲は、本件対象事業に関して有する権利義務を分割して乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行い、乙はこれを承継する。

#### （承継する権利義務）

第2条 乙は、本件分割の効力発生日（第5条において定める。）をもって、甲から、別紙1「承継する資産・負債、権利・義務の明細」に記載の本件対象事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継する。

#### （吸収分割に際し交付する対価）

第3条 甲及び乙は、本件分割により承継する権利義務に代わる対価を、金730,00

0,000円(以下「本基準価額」という。)に、次項に定める本調整額に基づく以下の調整を行った金額とすることに合意する。

- (1) 本調整額が正の値の場合、本基準価額に本調整額を加算する。
- (2) 本調整額が負の値の場合、本基準価額から本調整額の絶対値を減算する。
- (3) 本調整額が零の場合、本基準価額の調整は行わない。
2. 「本調整額」とは、以下の算式に従って算出される金額をいう。

$$\begin{aligned} \text{本調整額} = & (\text{実社員数} - \text{基準社員数}) \times 500 \text{万円} \\ & + (\text{実FL数} - \text{基準FL数}) \times 500 \text{万円} \\ & + (\text{実BP数} - \text{基準BP数}) \times 250 \text{万円} \end{aligned}$$

ただし、上記算式において使用される用語は、以下の意味を有する。

- (1) 「実社員数」とは、令和8年4月1日時点において、本件対象事業に従事する従業員のうち、本件対象事業に関する顧客との契約(ただし、契約期間が3か月未満のものを除く。)以下「顧客契約」という。)に基づき稼働している従業員の数をいう。
- (2) 「基準社員数」とは、65人を意味する。
- (3) 「実FL数」とは、令和8年4月1日時点において、本件対象事業に従事するフリーランスのうち、顧客契約に基づき稼働しているフリーランスの数をいう。
- (4) 「基準FL数」とは、65人を意味する。
- (5) 「実BP数」とは、令和8年4月1日時点において、本件対象事業に従事するビジネスパートナーのうち、顧客契約に基づき稼働しているビジネスパートナーの従業員の数を意味する。
- (6) 「基準BP数」とは、16人を意味する。

#### (吸収分割対価の支払い)

第4条 乙は、効力発生日において、甲に対して、本基準価額を別途甲が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

2. 甲及び乙は、それぞれ別途合意する方法に従い、令和8年4月30日までに、以下の精算を行う。
  - (1) 本調整額が正の値の場合、乙は、甲に対して、本調整額を支払うものとする。
  - (2) 本調整額が負の値の場合、甲は、乙に対して、本調整額の絶対値を支払うものとする。

#### (効力発生日)

第5条 本件分割が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和8年3月27日とする。ただし、本件分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### (善管注意義務)

第6条 甲は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって

本件対象事業にかかる業務を執行し、かつ一切の財産管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上これを行うものとする。

(分割承認決議等)

第7条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行うものとする。

(条件の変更等)

第8条 本契約締結日から効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、本件対象事業にかかる財産もしくは経営状態に重要な変動を生じたとき、または、本件対象事業にかかる財産に隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 令和8年3月27日までに第7条に定める甲及び乙の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づく要求される監督官庁等の承認を得られない場合、本契約はその効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年1月15日

甲 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-20  
名古屋三井ビルディング新館13F 1304号  
株式会社コプロテクノロジー  
代表取締役社長 西岡秀樹

乙 横浜市西区みなとみらい2-2-1  
横浜ランドマークタワー18階  
ジャパニクス株式会社  
代表取締役 西川三郎

## 別紙 1 : 承継する資産・負債、権利・義務の明細

乙が本件分割により甲から承継する権利義務については、本件分割の効力発生日において、甲の本件対象事業に属する次の資産、負債、契約その他の権利義務とする。また、これらの権利義務のうち、資産及び負債については、令和7年11月30日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継すべき資産

固定資産

ソフトウェア 32,358,863円

資産計 32,358,863円

### 各項目内訳

#### 【ソフトウェア】

ベスキャリIT : 28,485,000円

ベスキャリIT API開発 : 1,050,000円

ベスキャリIT LP制作 : 832,500円

ベスキャリIT コラム投稿システム : 197,342円

ベスキャリIT コラム投稿システム2 : 901,146円

ベスキャリIT コラム投稿システム3 : 355,250円

ベスキャリIT RPA : 537,625円

### 2. 承継すべき負債

下記3. に定める契約に関し、効力発生日において既に発生している債務及び効力発生日以前の原因に基づき発生する債務、並びに、下記4. に定める雇用契約に関する未払賃金債務、効力発生日において既に発生している債務及び効力発生日以前の原因に基づき発生する債務を含め、承継すべき債務はない

### 3. 承継すべき契約関係

効力発生日において甲が締結している本件対象事業に関する契約にかかる契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

### 4. 承継すべき雇用契約

効力発生日における甲の従業員のうち別途甲及び乙が書面にて合意する者との間の雇用契約並びに法令に基づき乙が承継する雇用契約にかかる契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（ただし、上記2. において除外された債務を除く。）

以上

### 3. 事前開示事項の内容の概要

#### (1) 吸収分割対価の相当性に関する事項

当社は、コプロテクノロジー社へ本吸収分割の対価として金730百万円の金銭を交付する予定です。本吸収分割において当社がコプロテクノロジー社へ支払う金銭の額は、コプロテクノロジー社から受領した事業計画及びヒアリング内容等を基に、DCF法及びマルチプル法により算定した結果に加え、本事業の業績動向及び本吸収分割による相乗効果等を踏まえ、当社と株式会社コプロ・ホールディングスが真摯に協議及び交渉を行い決定したもので、相当であると判断しています。

DCF法においては、算定機関であるファイブ・スター・パートナーズ株式会社は、本事業について、コプロテクノロジー社が作成した2027年3月期から2028年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用して算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいない事業年度はございません。また、当該財務予測は、本吸収分割の実施を前提として作成しております。

算定機関と当社との間に重要な利害関係はありません。

#### (2) 吸収分割に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 吸収分割会社についての次に掲げる事項

##### ①最終事業年度に係る計算書類等の内容

コプロテクノロジー社の最終事業年度に係る計算書類の内容は別紙「第20期事業報告」をご参照ください。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求された株主様へご送付している書面への記載を省略しております。

##### ②最終事業年度の末日後を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### ③最終事業年度の末日以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

- (4) 吸収分割承継会社について、最終事業年度の末日以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、下記のとおり、資金の借入を行うことについて決議しました。なお、当該借入による当社業績への影響は軽微です。

記

借入先：株式会社横浜銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行

借入金額：計300,000千円

借入日：2025年3月31日

借入利率：固定金利

借入期間：3年

担保の有無：無

以上

## 事業報告

(2024年12月1日～2025年11月30日)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善などにより、景気は緩やかな持ち直しが見られるものの、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢による原材料価格高騰の長期化や、中国経済の減速、米国の関税引き上げ、急激な為替変動などの影響により、先行き不透明な状況で推移しました。

このような中、IT業界においてはDX推進を追い風に市場規模が引き続き拡大傾向を示しております。生成AIを含むAI技術の進化もあり、先端ITの業務活用が加速しており、業界全体でDXを支える基盤技術への需要が高まっております。そのため、IT人材に対する需要が引き続き旺盛となっていることから、当社の先端エンジニアリング事業においては売上高を増加させることができました。また、積極的なエンジニア採用に伴う売上原価の増加をエンジニア単価の向上により補うことで、売上総利益率への影響は限定的なものとなりました。販売費及び一般管理費は、更なる成長に向けた事業基盤の整備を進めた一方で、製販区分を一部見直したことにより減少しました。営業外収益は、顧客からの受取手数料により増加しました。

これらの結果、売上高は12,084,720千円（前年同期比7.8%増）、売上原価は9,184,637千円（同10.5%増）、販売費及び一般管理費は1,917,390千円（同1.8%減）、営業利益は982,692千円（同3.9%増）、経常利益は1,078,121千円（同5.4%増）、当期純利益は765,152千円（同5.9%増）となりました。

#### (2) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より短期借入金として300,000千円の調達を行いました。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度において、総額19,384千円の設備投資を実施しました。

その主なものは、関西エリアにおける営業活動および採用活動の強化・効率化を目的とした関西第一・第二事業所の移転に伴う費用11,639千円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当する事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当する事項はございません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分        | 2021年12月1日～<br>2022年11月30日<br>第23期 | 2022年12月1日～<br>2023年11月30日<br>第24期 | 2023年12月1日～<br>2024年11月30日<br>第25期 | 2024年12月1日～<br>2025年11月30日<br>第26期 |
|------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 売 上 高      | 8,324,606千円                        | 9,885,472千円                        | 11,211,465千円                       | 12,084,720千円                       |
| 経 常 利 益    | 615,204千円                          | 873,485千円                          | 1,022,596千円                        | 1,078,121千円                        |
| 当 期 純 利 益  | 442,252千円                          | 616,113千円                          | 722,607千円                          | 765,152千円                          |
| 1株当たり当期純利益 | 116.28 円                           | 155.52 円                           | 181.51 円                           | 193.09 円                           |
| 総 資 産      | 3,941,712千円                        | 4,585,462千円                        | 4,949,572千円                        | 5,786,357千円                        |
| 純 資 産      | 2,447,726千円                        | 2,857,606千円                        | 2,996,932千円                        | 3,379,529千円                        |
| 1株当たり純資産   | 618.11 円                           | 717.46 円                           | 756.76 円                           | 852.64 円                           |

## (7) 対処すべき課題

当社は、「先端テクノロジーで日本の明日に新たな価値を提供する」というミッションのもと、変化に順応するだけでなく新たな可能性を追求し、より付加価値の高いサービスを提供できる、選ばれ続ける会社を目指しております。

当社が今後も選ばれ続けるため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

### ① 人材の確保及び育成

当社の提供する先端エンジニアリング事業はエンジニアの人数に大きく依存しており、今後もエンジニアの需要の更なる拡大が見込まれる中で、優秀なエンジニアを確保・定着及び育成することが重要であると考えております。

そのため、中途採用を中心としたエンジニアの増強を継続するとともに、資格取得制度やe-learning、及びJ-collegeによるエンジニアの育成につとめてまいります。

### ② 新規事業の展開

当社は、先端エンジニアリング事業の単一セグメントであり、今後の更なる事業拡大に向けて新規事業を展開していくことが必要であると考えております。

そのため、社内に企画部門を設置し、新規事業の開発や新サービスの提供などを企画・検討しております。

### ③ 内部管理体制の強化

当社の持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、内部管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、ステークホルダーに信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。

そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用及び法令遵守を徹底してまいります。

(8) 主要な事業内容

| 事 業          |
|--------------|
| 先端エンジニアリング事業 |

(9) 主要な営業所

営業所：本社（横浜市）、首都圏第一事業所、首都圏第二事業所、首都圏第三事業所（新宿区）、首都圏第四事業所、首都圏第五事業所（横浜市）、仙台事業所（仙台市）、宇都宮事業所（宇都宮市）、大宮事業所（さいたま市）、名古屋事業所（刈谷市）、関西第一事業所、関西第二事業所（大阪市）、福岡事業所（福岡市）、札幌事業所（札幌市）

(10) 従業員の状況

| 従業員数          | 前期末比増減 |
|---------------|--------|
| 1,805 [112] 名 | +101 名 |

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員数（契約社員、パートタイマー）は、[ ] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社の報告セグメントは単一であるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が101名増加しております。主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(11) 主要な借入先の状況

| 借入先        | 借入金残高     |
|------------|-----------|
| 株式会社横浜銀行   | 150,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 100,000千円 |
| 株式会社みずほ銀行  | 50,000千円  |

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はございません。

(13) その他当社の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

## 2. 株式会社の株式に関する事項(2025年11月30日現在)

- (1)発行可能株式総数 : 16,000,000株  
(2)発行済株式の総数 : 4,012,600株  
(3)株主数 : 3,190名  
(4)大株主

| 株 主 名                                                             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 株式会社ウェストリバー                                                       | 1,600,000株 | 40.3%   |
| 西 川 三 郎                                                           | 620,700株   | 15.6%   |
| PERSHING SECURITIES LTD CL<br>IENT SAFE CUSTODY ASSET AC<br>COUNT | 153,400株   | 3.8%    |
| 松 島 亮 太                                                           | 119,500株   | 3.0%    |
| 西 川 明 宏                                                           | 104,000株   | 2.6%    |
| 西 川 優                                                             | 104,000株   | 2.6%    |
| 西 川 香代子                                                           | 100,000株   | 2.5%    |
| I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C                         | 33,100株    | 0.8%    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                               | 30,800株    | 0.7%    |
| 丸 山 憲 一                                                           | 30,000株    | 0.7%    |

(注) 当社は当事業年度の末日時点において自己株式49,001株を保有しており、上記持株比率は自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 株式会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                     |                   |                                                                                                                            |
|---------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称                 |                   | 第2回新株予約権                                                                                                                   |
| 発行決議の日              |                   | 2021年10月18日                                                                                                                |
| 新株予約権の数             |                   | 96,400個                                                                                                                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 |                   | 普通株式96,400株（新株予約権1個当たり1株）                                                                                                  |
| 新株予約権の発行価額          |                   | 無償                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額      |                   | 1株当たり金512円                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使期間          |                   | 2023年10月19日から2031年10月18日まで                                                                                                 |
| 新株予約権の主な行使条件        |                   | ① 新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役または監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。<br>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。 |
| 役員の保有状況             | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 1,500個<br>目的となる株式数 1,500株<br>保有者数 1名                                                                               |
|                     | 社外取締役             | —                                                                                                                          |
|                     | 監査役               | —                                                                                                                          |

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況該当する事項はございません。

(3) その他新株予約権の状況  
上記(1)の内容と同様です。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位        | 氏 名                  | 担当及び重要な兼職の状況                                                       |
|------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 西 川 三 郎              |                                                                    |
| 専務取締役      | 松 島 亮 太              | 事業本部長                                                              |
| 常務取締役      | 西 川 明 宏              | 管理本部長                                                              |
| 取締役        | 村 上 信 一              | 人材開発本部長                                                            |
| 取締役（社外取締役） | 大 澤 英 俊              | <重要な兼職の状況><br>特許機器株式会社 取締役（社外）                                     |
| 取締役（社外取締役） | 各 務 道 子<br>(齊 藤 道 子) | <重要な兼職の状況><br>日本大通り法律事務所 弁護士<br>株式会社ギックス 監査役（社外）                   |
| 監査役（常勤監査役） | 吉 野 純 一              |                                                                    |
| 監査役（社外監査役） | 長 清 達 矢              | <重要な兼職の状況><br>株式会社パールセウスプロテオミクス 取締役監査等委員<br>株式会社ビードットメディカル 監査役（社外） |
| 監査役（社外監査役） | 作 野 周 平              | <重要な兼職の状況><br>株式会社キッツ 取締役（社外）                                      |

- (注) 1. 取締役大澤英俊氏及び各務道子（齊藤道子）氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役長清達矢氏及び作野周平氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役大澤英俊氏、各務道子（齊藤道子）氏、監査役長清達矢氏及び作野周平氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針は、当社役員報酬規程に定めており、当該規程の決定権限を有するのは取締役会であります。役員報酬規程には、役員報酬の基準額、役位毎の倍率及び支払方法等が定められており、内容を改定する場合には、取締役会の決議が必要になっております。

なお、当事業年度における報酬額の決定にあたっては、指名・報酬委員会が個々の取締役の役位、責務に相応しい水準を考慮し、担当部門の当期・中長期の企業の価値向上への貢献度等を総合的に勘案して原案について検討を行っており、その答申が方針に沿った内容であるものと当社取締役会でも判断しております。また、当社取締役が当事業年度に受けている報酬には、業績連動報酬は含まれておりません。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年11月15日であり、決議の内容は、経済情勢の変化及び取締役の増員等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額300,000千円以内に決定いたしました。なお、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含んでおりません。また、当該定めに係る取締役の員数は6名でありました。

当社の監査役の報酬は年額13,000千円以内で2022年2月21日の株主総会で決議されました。当該定めに係る監査役の員数は3名でありました。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) |         |        | 対象となる役員<br>の員数 (人) |
|-------------------|----------------|-----------------|---------|--------|--------------------|
|                   |                | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                    |
| 取締役 (うち<br>社外取締役) | 106,360(6,600) | 106,360(6,600)  | —       | —      | 6(2)               |
| 監査役 (うち<br>社外監査役) | 12,000(6,000)  | 12,000(6,000)   | —       | —      | 3(2)               |

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名                  | 兼 職 先                 | 兼職内容     | 当該他の法人等との関係            |
|-----|----------------------|-----------------------|----------|------------------------|
| 取締役 | 大 澤 英 俊              | 特許機器株式会社              | 取締役 (社外) | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |
| 取締役 | 各 務 道 子<br>(齊 藤 道 子) | 日本大通り法律事務所            | 弁護士      | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |
|     |                      | 株式会社ギックス              | 監査役 (社外) | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |
| 監査役 | 長 清 達 矢              | 株式会社パールセウス<br>プロテオミクス | 取締役監査等委員 | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |
|     |                      | 株式会社ビードット<br>メディカル    | 監査役 (社外) | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |
| 監査役 | 作 野 周 平              | 株式会社キッツ               | 取締役 (社外) | 重要な取引その他の関係<br>はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名             | 出席状況                                           | 主な活動状況                                                                                                             |
|-----|----------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 大澤英俊           | 取締役会<br>17/17回 (100%)                          | 当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験から、経営企画及び経営管理の観点で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                  |
| 取締役 | 各務道子<br>(齊藤道子) | 取締役会<br>17/17回 (100%)                          | 当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持に係る発言を行っております。                                          |
| 監査役 | 長清達矢           | 取締役会<br>17/17回 (100%)<br>監査役会<br>14/14回 (100%) | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。                           |
| 監査役 | 作野周平           | 取締役会<br>17/17回 (100%)<br>監査役会<br>14/14回 (100%) | 当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、製造業における経営管理担当及び監査役としての豊富な経験と財務会計、内部統制、リスク管理及び内部監査体制の構築等に関する高度な見識を活かし、必要な発言を適宜行っております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称  
太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                           | 支 払 額    |
|---------------------------|----------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額   | 19,200千円 |
| 公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の額 | 一千円      |
| 合計                        | 19,200千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の執行状況及び監査報酬見積の算出根拠が適切であるかについて必要な検証を行った結果、相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、会社法第340条第2項の規定に従い、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会社法第344条の規定に従い、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行にあたって、組織の運営に関する社内規定を整備し、意思決定のプロセス及び結果を明確にするとともに、必要に応じて取締役及び監査役、内部監査室が当該プロセス及び結果を閲覧できる体制を構築する。

管理担当取締役を委員長として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る。また、コンプライアンス意識を徹底、向上させるために、取締役及び使用人に対しコンプライアンスに関する教育研修を継続して実施する。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査規程に従って定期的な内部監査を実施することによって、業務運営の有効性、財務報告の信頼性、内部統制の整備・運用状況を評価し、改善に向けた助言・提言を行う。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程類に従って取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し適切に保存、管理する。また、取締役及び監査役は文書を常時閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク・コンプライアンス委員会が活動の主体となり、リスク管理規程に従ってリスク管理体制を構築する。

不測の事態が発生した場合には、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

#### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会において、取締役及び使用人の業務分担を定め、責任と権限の所在を明確にするとともに、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程に従って、意思決定の迅速化を図り、効率的な職務の執行を図る。また、取締役会において、事業計画を策定し明確な目標を定め、事業計画の達成状況を把握すべく月次決算との対比において進捗状況を管理し、業務の効率性の分析・評価を行い、事業活動の目標の達成を図る。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、子会社は存在しないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程等を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を置くこととする。  
補助使用人は兼務を可とするが、当該職務を遂行する場合には取締役及びその他の使用人からの指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役及び使用人に対し、業務執行状況を聴取し、必要な情報の開示を求めることができる。  
取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関して報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。  
取締役及び使用人は、法令及び定款に反することが発生した場合の他、当社業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を確認した場合は、速やかに監査役に報告する。また、監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取扱いを受けない。
- ⑧ その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は定期的にと取締役とミーティングをもち、業務の状況のヒアリングを行う。また、内部監査室や会計監査人とも密に情報交換を行い有効な監査を行う。
- ⑨ 監査役への職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行のために費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役への職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

⑪ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行及び法令遵守について

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令で定めた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論したうえで決定し、取締役の業務執行状況の監督を行っております。

当事業年度において取締役会を17回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、常勤監査役及び部門長等からなる経営会議を月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

「内部統制システムに関する基本方針」について、全従業員に周知徹底を図るとともに、法令を遵守する意識の徹底を図るため、入社時の研修のほか、全従業員に対するコンプライアンス研修などを通じて定期的に教育を実施しております。

## ② リスク管理体制及びコンプライアンス管理体制

「リスク管理基本方針」及び「コンプライアンス基本方針」について全従業員に周知徹底を図っております。リスク管理及びコンプライアンス意識を徹底、向上させることを目的としてリスク・コンプライアンス委員会を原則として月1回開催し、その内容を取締役会へ報告しております。同委員会では企業活動に関するリスクの抽出及び抽出されたリスクの対応策を検討するほか、法令、社内規程等の違反事例及びハラスメント行為等のコンプライアンス基本方針に反する事例の把握及び再発防止策の検証・評価を行っております。

## ③ 監査役の監査体制

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において17回開催された取締役会への出席のほか、月1回開催される経営会議その他の会議への常勤監査役の出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

監査役会は、監査の実効性を高めるため、監査法人及び内部監査室と定期的に情報交換を行うほか、適宜代表取締役よりヒアリングを行っております。また、内部監査の実施方法や内容について常勤監査役と内部監査室が意見交換を行っております。

## ④ 内部監査の監査体制

定期監査を通じ当社の企業活動が法令、社内規程等に基づき実施されているか調査し、その監査結果を代表取締役社長へ報告し、改善に向けた助言・提言を行っております。

調査の結果、当事業年度において法令遵守に違反する企業活動は無く、コンプライアンス体制は有効に機能していると判断しております。

## **7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項**

当社は当事業年度の末日時点において株式会社の支配に関する基本方針に関する事項を定めておりませんので、該当する事項はございません。

## **8. 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、剰余金の配当の決定にあたり、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を継続していくことを基本方針としております。

# 貸借対照表

2025年11月30日

(単位：千円)

| 資産の部              |                  | 負債の部           |                  |
|-------------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
| <b>【流動資産】</b>     | <b>5,357,456</b> | <b>【流動負債】</b>  | <b>2,194,708</b> |
| 現金及び預金            | 3,691,706        | 買掛金            | 59,591           |
| 売掛金及び契約資産         | 1,622,824        | 短期借入金          | 300,000          |
| 前払費用              | 39,249           | 未払金            | 10,283           |
| その他               | 3,676            | 未払費用           | 928,341          |
| <b>【固定資産】</b>     | <b>428,901</b>   | 未払法人税等         | 177,946          |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>66,716</b>    | 未払消費税等         | 233,184          |
| 建物                | 16,185           | 預り金            | 245,059          |
| 建物附属設備            | 67,903           | 賞与引当金          | 215,616          |
| 車両運搬具             | 12,121           | 受注損失引当金        | 21,400           |
| 工具、器具及び備品         | 45,981           | その他            | 3,284            |
| リース資産             | 4,104            | <b>【固定負債】</b>  | <b>212,119</b>   |
| 減価償却累計額           | △79,579          | 長期未払金          | 212,119          |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>11,023</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>2,406,828</b> |
| ソフトウェア            | 11,023           | <b>純資産の部</b>   |                  |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>351,160</b>   | <b>【株主資本】</b>  | <b>3,379,529</b> |
| 投資有価証券            | 30,000           | 資本金            | 23,225           |
| 長期貸付金             | 1,250            | 資本剰余金          | 88,453           |
| 長期前払費用            | 879              | 資本準備金          | 3,225            |
| 繰延税金資産            | 202,975          | その他資本剰余金       | 85,227           |
| その他               | 116,055          | 利益剰余金          | 3,369,844        |
|                   |                  | 利益準備金          | 5,000            |
|                   |                  | その他利益剰余金       | 3,364,844        |
|                   |                  | 別途積立金          | 320,000          |
|                   |                  | 繰越利益剰余金        | 3,044,844        |
|                   |                  | 自己株式           | △101,993         |
|                   |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>3,379,529</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>5,786,357</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>5,786,357</b> |

## 損 益 計 算 書

自 2024年12月1日 至 2025年11月30日

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               |
|------------------------|-------------------|
| <b>【売上高】</b>           | <b>12,084,720</b> |
| <b>【売上原価】</b>          | <b>9,184,637</b>  |
| 売 上 総 利 益              | 2,900,082         |
| <b>【販売費及び一般管理費】</b>    | <b>1,917,390</b>  |
| 営 業 利 益                | 982,692           |
| <b>【営業外収益】</b>         |                   |
| 受 取 利 息                | 4,427             |
| 受 取 手 数 料              | 32,967            |
| 助 成 金 収 入              | 51,978            |
| そ の 他                  | 9,828             |
|                        | 99,201            |
| <b>【営業外費用】</b>         |                   |
| 支 払 利 息                | 2,322             |
| 固 定 資 産 除 却 損          | 349               |
| 消 費 税 差 額              | 1,100             |
|                        | 3,772             |
| <b>経 常 利 益</b>         | <b>1,078,121</b>  |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> | <b>1,078,121</b>  |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 333,499           |
| 法 人 税 等 調 整 額          | △20,529           |
| <b>当 期 純 利 益</b>       | <b>765,152</b>    |

## 株主資本等変動計算書

自 2024年12月1日 至 2025年11月30日

(単位：千円)

|         | 株主資本   |       |              |             |       |          |             |             |
|---------|--------|-------|--------------|-------------|-------|----------|-------------|-------------|
|         | 資本金    | 資本剰余金 |              |             | 利益剰余金 |          |             |             |
|         |        | 資本準備金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |             | 利益剰余金<br>合計 |
|         |        |       |              |             |       | 別途積立金    | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当期首残高   | 22,355 | 2,355 | 85,227       | 87,583      | 5,000 | 320,000  | 2,663,988   | 2,988,988   |
| 当期変動額   |        |       |              |             |       |          |             |             |
| 新株の発行   | 870    | 870   |              | 870         |       |          |             |             |
| 剰余金の配当  |        |       |              |             |       |          | △384,296    | △384,296    |
| 当期純利益   |        |       |              |             |       |          | 765,152     | 765,152     |
| 当期変動額合計 | 870    | 870   | －            | 870         | －     | －        | 380,855     | 380,855     |
| 当期末残高   | 23,225 | 3,225 | 85,227       | 88,453      | 5,000 | 320,000  | 3,044,844   | 3,369,844   |

|         | 株主資本     |            | 純資産合計     |
|---------|----------|------------|-----------|
|         | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |
| 当期首残高   | △101,993 | 2,996,932  | 2,996,932 |
| 当期変動額   |          |            |           |
| 新株の発行   |          | 1,740      | 1,740     |
| 剰余金の配当  |          | △384,296   | △384,296  |
| 当期純利益   |          | 765,152    | 765,152   |
| 当期変動額合計 | －        | 382,596    | 382,596   |
| 当期末残高   | △101,993 | 3,379,529  | 3,379,529 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 14年～33年

建物附属設備 2年～24年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

##### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ① 派遣

派遣サービスではエンジニアに関する派遣契約又は準委任契約に基づき顧客企業に対して開発支援を行っています。当該履行義務は契約期間にわたり労働時間の経過に応じて充足されると判断しており、当該履行義務が充足される期間において、契約金額に基づき収益を認識しています。

顧客の締め日に勤怠や作業内容に関する承認を受け、これに基づき対価の請求及び収益認識を行っていますが、顧客の締め日が期末日時点で到来していない案件に関しては、役務提供開始日から期末日までの期間の役務提供について収益を見積もったうえで概算計上しています。

## ② 請負

受注開発については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗の見積り方法は、プロジェクトの総見積り原価に対する事業年度末までの発生原価の割合(原価比例法)によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点(検収完了時点)で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

受注損失引当金

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|         |          |
|---------|----------|
| 受注損失引当金 | 21,400千円 |
|---------|----------|

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。当事業年度末時点における受注契約ごとの仕様、遂行体制、納期、進捗状況等に基づき、作業内容や工数等を仮定して総原価を見積り、将来の損失見込み額を計上しております。

なお、完成までの進捗状況や事業環境の変化等によって、当初見込み時から総原価の見積りが変動することがあります。総原価の見積りが大幅に変動した場合には、翌事業年度の計算書類における受注損失引当金及び売上原価に影響を与える可能性があります。

## 4. 損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 (株) | 当事業年度増加株式数 (株) | 当事業年度減少株式数 (株) | 当事業年度末株式数 (株) |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 普通株式  | 4,009,200      | 3,400          | —              | 4,012,600     |

(注) 発行済株式の増加3,400株は、ストックオプションの行使によるものであります。

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 49,001株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 2025年2月21日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。

配当金の総額 190,089,552円  
 配当の原資 利益剰余金  
 一株当たりの配当額 48円  
 基準日 2024年11月30日  
 効力発生日 2025年2月25日

② 2025年7月7日の取締役会において、次のとおり決議されました。

配当金の総額 194,206,551円  
 配当の原資 利益剰余金  
 一株当たりの配当額 49円  
 基準日 2025年5月31日  
 効力発生日 2025年8月4日

(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

① 2026年2月24日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額 198,179,950円  
 配当の原資 利益剰余金  
 一株当たりの配当額 50円  
 基準日 2025年11月30日  
 効力発生日 2026年2月25日

- (5) 当該事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 45,400株 |
|------|---------|

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 繰延税金資産    |                  |
| 賞与引当金     | 73,309千円         |
| 受注損失引当金   | 7,276千円          |
| 売掛金       | 3,408千円          |
| 消費税       | 340千円            |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,986千円          |
| 繰延資産      | 1,375千円          |
| 未払費用      | 11,245千円         |
| 敷金保証金     | 9,810千円          |
| 未払事業税等    | 18,629千円         |
| 長期未払金     | 73,902千円         |
| 繰延税金資産合計  | <u>203,285千円</u> |
| 繰延税金負債    |                  |
| 買掛金       | <u>△310千円</u>    |
| 繰延税金負債合計  | <u>△310千円</u>    |
| 繰延税金資産の純額 | <u>202,975千円</u> |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 法定実効税率            | 34.0%        |
| (調整)              |              |
| 税額控除              | △5.2%        |
| その他               | 0.2%         |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>29.0%</u> |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引

#### ・有形固定資産

主として、横浜開発センターにおけるノートパソコン(工具、器具及び備品)であります。

#### ・リース資産の減価償却の方法

リース期間定額法によっております。

### (2) オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

#### 未経過リース料

|       |           |
|-------|-----------|
| 1年以内  | 66,342千円  |
| 1年超   | 39,258千円  |
| <hr/> |           |
| 合計    | 105,601千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、必要に応じて銀行借入により資金調達をしております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信調査を含めた販売管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「短期借入金」「未払費用」「預り金」「未払法人税等」並びに「未払消費税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度 (自 2024年12月1日 至 2025年11月30日)

| 区 分           | 金額(千円)     |
|---------------|------------|
| 派 遣           | 11,574,947 |
| 請 負           | 409,876    |
| 人材紹介          | 99,896     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 12,084,720 |
| 外部顧客への売上      | 12,084,720 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益及び費用の計上基準は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 852円64銭

1株当たり当期純利益 193円09銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (吸収分割による事業承継)

当社は、2026年1月13日開催の取締役会において、株式会社コプロ・ホールディングスの連結子会社である株式会社コプロテクノロジーより、求人サイト「ベスキャリアIT」を主軸としたIT技術者の派遣及び準委任契約を伴うSES（システム・エンジニアリング・サービス）事業を吸収分割の方法により承継することを決議し、2026年1月15日付で吸収分割契約を締結いたしました。なお、本吸収分割は、2026年2月24日に開催予定の当社第26期定時株主総会による承認を条件として実施いたします。

#### (1) 分割会社の名称及び承継事業の内容

分割会社の名称 株式会社コプロテクノロジー

承継事業の内容 求人サイト「ベスキャリアIT」を主軸としたIT技術者の派遣及び準委任契約を伴うSES（システム・エンジニアリング・サービス）事業

#### (2) 吸収分割の目的

当社は、「先端エンジニアリング事業におけるデジタル人材の雇用と創出」を長期ビジョンとしてデジタル人材1万人を目指しており、中期経営計画においてはIT人材の規模拡大を図るべく、事業基盤の再構築や量的拡大から質的拡大への転換、およびM&Aによる新たな成長準備に取り組んでおります。

今回、本吸収分割により、求人サイトの自社運営を通じて、フリーランスを含むエンジニア数の更なる増加が見込まれることから、当社の競争力強化及び収益基盤の安定化に寄与できるものと判断いたしました。

#### (3) 事業承継日

2026年3月27日（予定）

#### (4) 承継事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 730百万円

取得原価 730百万円

#### (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等（概算額）：24百万円

#### (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

#### (7) 承継事業の資産・負債の金額

現時点では確定しておりません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年1月19日

ジャパニクス株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパニクス株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2026年1月13日開催の取締役会において、株式会社コプロテクノロジーから、求人サイト「ベスカリIT」を主軸としたIT技術者の派遣及び準委任契約を伴うSES（システム・エンジニアリング・サービス）事業を吸収分割の方法により承継することを決議し、2026年1月15日付で吸収分割契約が締結されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月21日

ジャパニース株式会社 監査役会

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 吉野 純一 | 印 |
| 社外監査役 | 長清 達矢 | 印 |
| 社外監査役 | 作野 周平 | 印 |

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー25F  
TKPガーデンシティPREMIUM横浜ランドマークタワー バンケットルームO  
TEL：045-224-2200

## 交通

J R線・横浜市営地下鉄「桜木町駅」徒歩約7分  
みなとみらい線「みなとみらい駅」徒歩約5分  
駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。